

新潟県児童福祉施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第43号

新潟県児童福祉施設規則の一部を改正する規則

新潟県児童福祉施設規則（平成15年新潟県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
(施設の名称及び入所定員) 第2条 施設の名称及び入所定員は、次のとおりとする。	(施設の名称及び入所定員) 第2条 施設の名称及び入所定員は、次のとおりとする。																
<table border="1"><thead><tr><th>施設の名称</th><th>入所定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>新潟県新潟学園</td><td>34人</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	施設の名称	入所定員	(略)		新潟県新潟学園	34人	(略)		<table border="1"><thead><tr><th>施設の名称</th><th>入所定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>新潟県新潟学園</td><td>80人</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	施設の名称	入所定員	(略)		新潟県新潟学園	80人	(略)	
施設の名称	入所定員																
(略)																	
新潟県新潟学園	34人																
(略)																	
施設の名称	入所定員																
(略)																	
新潟県新潟学園	80人																
(略)																	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。